宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めると ころによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は、一般に確立された慣習によ るものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約 が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルにお申し出ください。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申 し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホ テルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテ ルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用 する
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその 旨を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない こととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合 及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

施設に於ける感染防止対策への協力の求め

第4条の2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規 定による協力を求めることができます。

宿泊契約締結の拒否

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、 本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを 意味するものではありません。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると 認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員の内に暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特 定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき (宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。 以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障害の除 去を求める場合は除く。)。
 - (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対す る宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5 条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が泥酔者又は言動が著しく異常なもので、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれ があると認めるとき(鹿児島県旅館業法施行条例第5条第(1)号)。
- (11) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすお それがあると認めるとき(鹿児島県旅館業法施行条例第5条第(2)号)。
- (12)前各号に掲げる事項以外の場合で、旅館業法第5条第3号の規定に基づく都道府県条例で定める 事由に該当する場合。

宿泊契約締結の拒否の説明

第5条の2

宿泊しようとする者は、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、当ホテルに対し その理由の説明を求めることができます。

宿泊の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3 条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、 その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところによ り、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その 特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテル が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項 は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを 意味するものではありません。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、 又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定の感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的な要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき (宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の 除去を求める場合は除く。)。
 - (6) 宿泊客が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関する サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行第5条の6で定めるもの を繰り返したとき。
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、泥酔者又は言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれ があると認めるとき(鹿児島県旅館業法施行条例第5条第(1)号)。
 - (9) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすお それがあると認めるとき(鹿児島県旅館業法施行条例第5条第(2)号)。
- (10) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事 項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿 泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所、職業及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍・旅券番号
 - (3) 駐車場を利用する車両の車番
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行お うとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。 この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)組合員及びその被扶養者1人3時間未満1,936円
 - (2) その他

1人3時間未満 2,904円

宿泊約款Ⅱ

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従って いただきます。

営業時間

- 第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備 付けパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ、門限正面玄関 なし (23:00 以降より夜間専用入口対応)
 - ロ、フロントサービス 6:30~22:00
 - ハ、エクスチェンジサービス なし
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間
 - イ、朝食 7:00~9:00
 - 口、昼食 11:30~14:30
 - ハ、夕食 17:30~21:00(ラストオーダー20:00)
 - ニ、彩海(おくつろぎスペース) 16:00~19:00
 - ホ、展望温泉浴場 6:00~10:00
 - $15:00 \sim 24:00$
- 2 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当 な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところにより ます。
- 2 前項の宿泊料金等支払いは、通貨又は、当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等により、宿泊 客の受付・出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合に おいても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により 宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事 由によるものではないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防機関(表示マーク(金))の交付事業所ですが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償 責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料 を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについ て、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにな らなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホ テルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものに ついては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き10万円を限度としてその損害を賠償し ます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了 解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡ししま す。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合 において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求 めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合 にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当 ホテルは、場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。ただし、 駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害の責めに任 じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を破ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、 その損害を賠償していただきます。

免責事項

第19条 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて 行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービス が中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いま せん。

また、コンピューター通信のご利用にあたり、当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル又は第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊者が支払うべき総額	1 宿泊料金	 基本宿泊料:室料(施設利用料含む) サービス料(①×10%) 税 金 消費税((①+②)×消費税率 ※(注1) 入湯税(1人1日150円 年令が16歳以上の方に課税されます。)
	2 追加料金	 ⑤ 飲食及びその他の利用料金(駐車場代含む) ⑥ サービス料(⑤×10%) ⑦ 税 金 消費税((⑤+⑥)×消費税率 ※(注1)

※(注1)税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。 ※一部軽減税率適用の商品があります。 ※駐車場・温泉をご利用されない場合は、フロントへお申し出下さい。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知をうけた日					
		不泊	当日	前日	3日前	7日前	
契約申込人数	一般14名まで	100%	100%	50%	_	—	
	団 体 15~50名まで	100%	100%	50%	20%	10%	
	団 体 51名以上	100%	100%	80%	40%	20%	

(注)

1%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく1日分(初日)の違約金を収受します。

利用規則

マリンパレスかごしまでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づいて、次のとおり、利用規則を定めておりますのでお守りください。この規則をお守りいただけない場合には、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊及びホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。また事故がおきた場合には、お客さまに損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 客室内、廊下及びロビーには暖房用または炊事用などの火器の持込み、使用はしないでください。
- 2 ベッドの中など、火災の発生する恐れがある場所で喫煙をしないでください。
- 3 高声放歌や喧噪行為で、他の宿泊客にご迷惑をかけることのないようにしてください。
- 4 客室内、廊下及びロビーに次に類するものの持ち込みはご遠慮いただきます。
 - (1) 火薬、揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
 - (2) 動物、鳥類(介助犬を除く)
 - (3) 著しく悪臭を発するもの
 - (4) 著しく多量な物品
 - (5) 適法による所持を許可されていない鉄砲、刃剣等
 - (6) その他、他のお客様の安全を脅かす物件と認められるもの
- 5 客室内、廊下及びロビーで、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください。
- 6 みだりに外来者を客室内に呼び入れたり、客室内の諸設備・物品の使用をしないでください。
- 7 客室やロビーを無断で私的な営業目的(展示会・物品販売等)に使用しないでください。
- 8 客室内及び廊下の諸物品を、その目的以外の用途に使用しないでください。
- 9 客室内の諸物品をホテルの外に持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動しないでください。
- 10 ホテルの建物や諸設備に物を取り付けたり、現状を変更するような行為はしないでください。
- 11 ホテルの品位をそこなうような品物を、人目につきやすい場所に掲示したり、置かないでください。
- 12 ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をしないでください。
- 13 廊下やロビー等に、所持品を放置しないでください。
- 14 ホテルの外から飲食物の出前をとる場合は、係員へお申し出ください。
- 15 お預かりのお洗濯物や、お忘れ物の保管期間は、特に指定のない限りご出発後7日間を限度とします。それ以降は当ホテルで処理しますので、ご了承ください。
- 16 ご予約の有無にかかわらず、チェックインの際、フロントにおいて宿泊日数分の前受金をお預かり 申し上げることもございます。
- 17 ご宿泊を延長されるときは、前日までのご宿泊を精算していただきます。
- 18 お出かけの際は、特に火気にご注意ください。なお、万一の事故に備えて非常口の位置をご確認く ださい。客室の扉に表示してあります避難経路図をご確認ください。
- 19 当ホテルのルームキーは、自動ロックとなっております。ご宿泊の部屋の中にルームキーを放置したまま、室外にお出になりますと自動的に施錠されますので、お気を付けください。
- 20 当ホテル内のレストランを署名によってご利用される場合は又は宿泊カードをご提示ください。
- 21 ゆかた、スリッパ着用でのご利用は原則として3階から8階までとさせていただきます。

防災についてのお願い

このたびはマリンパレスかごしまをご利用賜り、厚く御礼申し上げます。お客様の安全確保につきま しては、常に万全な防災体制を整えておりますが、お部屋にご到着されましたら、ご一読いただき、ご 協力お願い申し上げます。

「入口ドア内側の避難図をご覧ください」

非常口を2ヵ所以上ご確認ください。非常口へはどのお部屋からも2方向の避難経路がございます。

「ベッドでの喫煙はご遠慮ください」

「火災を発見された場合」

内線番号9番を押し、すぐフロントへ通報し大声で周囲の人にも知らせてください。

「消化する余裕がありましたら」 廊下の手近な消火器で消化し、消化しきれないと判断したときは直ちに避難してください。

「ホテル内で火災が発生した場合」

非常放送により、火災の発生をお知らせし、ホテル従業員が安全な場所へ誘導しますので、落ちつい て避難してください。

脱出の際は、必ずドアをお閉めください。

お部屋から外へ出る際は、延焼防止と煙の拡散防止のため、必ずドアをお閉めください。

「避難の際は」

水でタオルをぬらし、鼻と口をおおい壁にそって姿勢を低くし、煙から反対方向の避難階段を選んで 進んでください。その際、エレベーターは絶対使用しないでください。

「地震がおきたら」 館内放送の指示に従ってください。

窓ガラスから離れてください。

落下物に注意してください。

タバコの火を消してください。

エレベーターは絶対使用しないでください。